

宮城県議会議長 安部孝様

政務活動費（人件費）に関する公開質問状

2016年2月23日

仙台市民オンブズマン

代表 野呂 圭

仙台市青葉区中央 4-3-28-3F

Tel.022-227-9900

私たちは、情報公開で入手した文書に基づき、貴職の平成 21 年度～27 年度の政務活動（調査）費（以下政務活動費という）のうち、人件費の支出内容について精査しました。この期間の人件費の支出総額は、4,841,000 円に上ります。

政務活動補助職員の氏名や勤務実態が明らかにされていない中で、支出額の適否の判断は困難を伴いましたが、ようやく、貴職のほぼ全ての支出が灰色のベールに包まれたものであることをつかめるようになってきました。

貴職の支出の内容を見ると、4月に8月分までを前払いしていたり、支出日や支出金額のバラツキが目立ったり、按分することなく全て100%で支出されているなど、一見して疑問符のつくものでした。しかし、今回は、この中でほぼ100%黒と断定できる1件と、限りなく黒に近いケース22件をピックアップし(別表)、貴職に公開質問を発するものです。

平成28年3月8日までに、書面にて明確に回答することを求めます。

なお人件費は「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費（生計を一にする親族を雇用する場合を除く）(条例第2条 別表)であり、「人件費に政務活動費を充当する場合は、雇用実態が客観的に確認できる証拠書類（雇用契約書、協定書（覚書）、勤務実績、毎月の支払い等）を適切に整理しておく必要がある」（手引き充当指針）とされています。

【質問1】

平成25年9月1日の80,000円の支出（No. 13）の受領者は多賀城市在住の人物であることが判明しました。領収書には「県政報告会従事として」と記載されています。私たちが、この人物に、この8万円をどのような仕事の対価として受領したのか電話で問い合わせたところ、「松島海岸で開催された安部議員の後援会の集会に招かれバンドの演奏を行った際に、演奏料として受領したものである。」との回答を得ました。一方、政務活動記録簿には、松島の漁港施設で地域住民を相手に、「県政報告会」の調査をしたなどという記載がなされています。

上記のとおりであれば、貴職は、政務活動費を支出できない後援会の集まり（政治活動）に人件費名目で違法に支出をしたものと認められます。

この支出が違法であるとお認めになるかどうか、明確に回答願います。もし否定するのであれば、補助調査員の氏名、調査内容、調査にあたった日時等を詳細に明らかにし、あわせてそれを証明する証拠書類の提出を求めます。

【質問 2】

次に限りなく黒に近いケースとして、平成 27 年 8 月 9 日の 95,000 円の支出（No23）を取り上げます。政務活動記録簿によれば、この日、貴職は松島町内の加工施設や飲食店で「漁業関係者」や「地域住民」を相手にのべ 6 時間に渡って「県政報告・意見交換等」を行っています。これは、貴職がブログに書き込んでいる、安部たかし後援会主催と思われる「安部たかしサマーパーティ&県政報告会」等を指すものと思われます。95,000 円は、質問 1 の事例と同様に、この時のアトラクション代等の諸経費を人件費名目で違法支出したものであろうと私たちは推測しています。

上記の推測で間違いないでしょうか。もし違うというのであれば、95,000 円を受領した補助員の氏名、調査内容、調査にあたった日時等を詳細に明らかにし、あわせてそれを証明する証拠書類の提出を求めます。

【質問 3】

他の 21 件について、個々には言及しませんが、それぞれのケースを政務活動記録簿と照合すれば、ホテルや飲食店、松島町の公共施設等での飲食代金や会合開催経費等を人件費名目で支出したものであろうと推測できます。No. 17 は貴殿の静岡出張で生じた経費を補填したものであろうと推測されます。

上記の推測で間違いないでしょうか。貴職がもし、補助員が実際に調査しているとご主張するのであれば、調査にあたった補助員の氏名、調査内容、調査にあたった日時等を 1 件毎に詳細に明らかにし、あわせてそれを証明する証拠書類の提出を求めます。

以上